

L. 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）

【受給者数及び費用額等】

- 認知症対応型共同生活介護の費用額対前年同月比は平均5.5%増（平成21年4～9月分）、5.3%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均4.5%増（平成21年4～9月分）、4.2%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均1.0%増（平成21年4～9月分）、1.1%増（平成21年11月分）で推移

認知症対応型共同生活介護(予防含む)の1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～平成21年3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位:千円)	263.5	262.4	265.1	261.0	269.6	261.8	270.5	270.8	262.6	271.2	262.8
対前年同月比	-	-	1.0%	0.3%	0.8%	1.0%	0.9%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

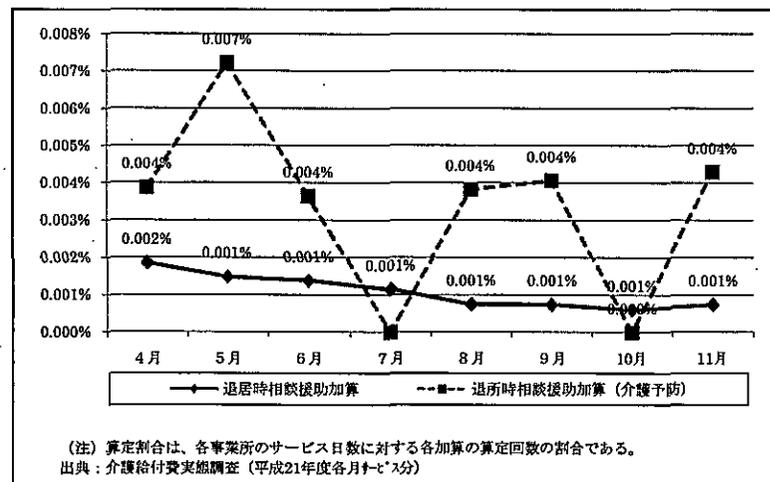
- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、認知症対応型共同生活介護では、平成21年4月分は58.2%、平成21年10月分は65.4%となっている。
また、介護予防認知症対応型共同生活介護では、平成21年4月分は54.2%、平成21年10月分は61.3%となっている。

- 退居時相談援助加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降徐々に下降しており、一方、介護予防サービスは母数が少ないため、各月によってバラツキが生じている。

【参考】報酬改定の概要

グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合を評価

> 退所時相談援助加算 400単位/回(利用者1人につき1回を限度)

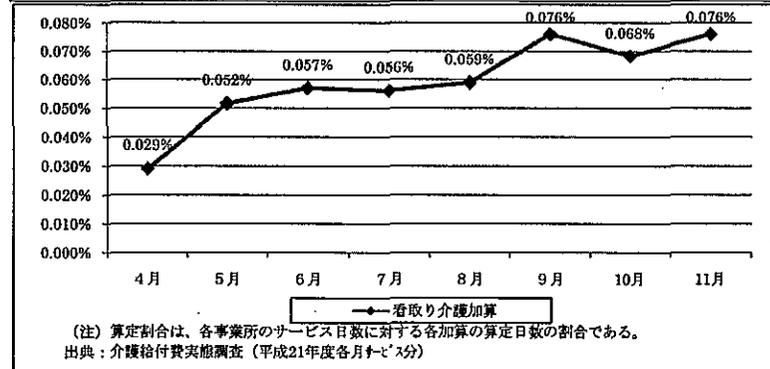


- 看取り介護加算の算定割合は、平成21年4月分以降増加傾向にあり、平成21年11月分で0.08%となっている。

【参考】報酬改定の概要

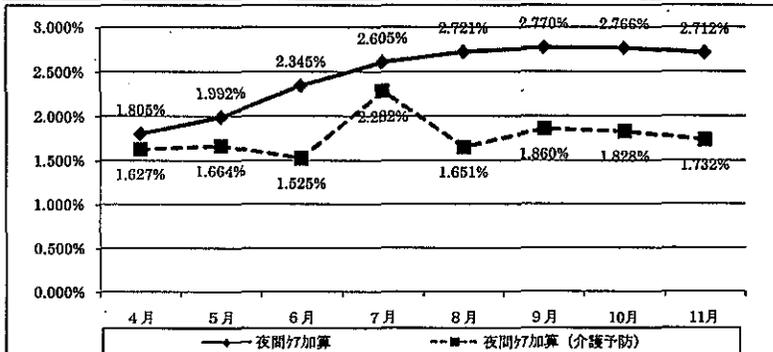
利用者の看取りへの対応を評価

> 看取り介護加算 80単位/日(死亡日以前30日を上限)



○夜間ケア加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分以降増加傾向にあり、平成21年11月分で2.7%となっている。
 一方、介護予防サービスでは平成21年4月分以降バラツキはあるものの、概ね1.5~2.3%の間を横ばいで推移している。

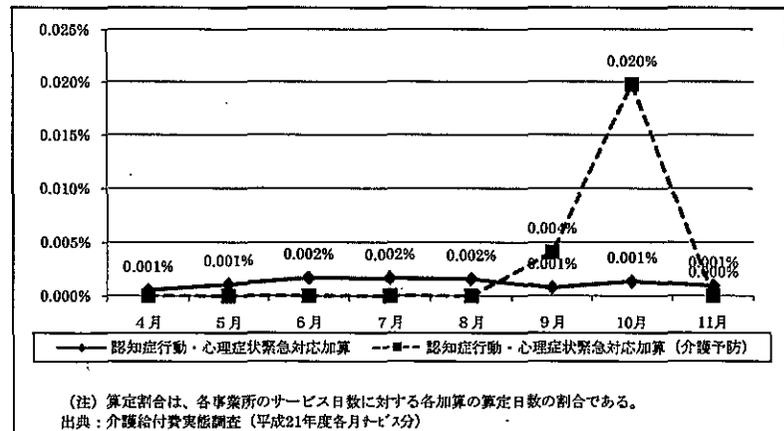
【参考】報酬改定の概要
 夜間職員の手厚い配置に対する評価
 > 夜間ケア加算 25単位/日



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月+ヒス分）

○認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定割合は、介護サービスでは0.001~0.002%の間を推移している。
 一方、介護予防サービスでは、利用者がほとんどいないが、母数が少ないため変動が大きい（平成21年10月分で0.02%）

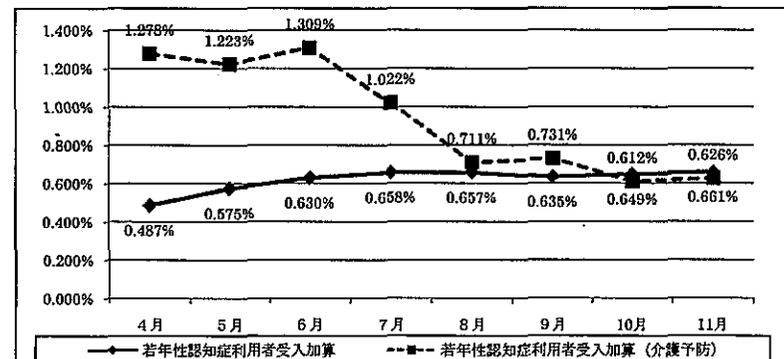
【参考】報酬改定の概要
 家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった者を緊急的に受け入れた場合の評価
 > 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日（入所日から7日を限度）
 > 算定要件
 認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月+ヒス分）

○若年性認知症利用者受入加算の算定割合は、介護サービスでは平成21年4月分から緩やかに上昇し、平成21年11月分では0.66%となっている。
 一方、介護予防サービスでは、平成21年6月分以降、下降傾向であり、平成21年11月分では0.63%となっている。

【参考】報酬改定の概要
 若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価
 > 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月+ヒス分）

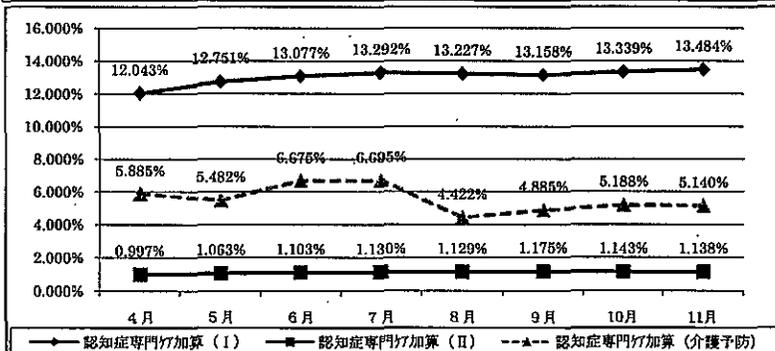
○認知症専門ケア加算の算定割合は、介護サービスの認知症専門ケア加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）とも横ばいで推移しており、平成21年11月分では認知症専門ケア加算（Ⅰ）は13.5%、認知症専門ケア加算（Ⅱ）は1.1%となっている。

一方、介護予防サービスの認知症専門ケア加算は平成21年4月分以降、4.4~6.7%の間で推移している。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- ▶ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日
- ▶ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日



（注）算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

M. 介護福祉施設サービス

【受給者数及び費用額等】

- 介護福祉施設サービスの費用額対前年同月比は平均5.8%増（平成21年4~9月分）、6.2%増（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均2.0%増（平成21年4~9月分）、1.7%増（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均3.7%増（平成21年4~9月分）、4.4%増（平成21年11月分）で推移

介護老人福祉施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年							10月		11月
	4月~9月	10月~平成21年3月	4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1人あたり費用額（1月平均） （単位：千円）	260.6	259.1	270.2	264.2	273.2	285.7	274.9	275.6	267.5	276.2	267.8	
対前年同月比	-	-	3.7%	3.4%	3.8%	3.7%	3.8%	3.8%	4.1%	4.3%	4.4%	

出典：介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分は41.8%、平成21年10月分は35.6%となっている。

- 日常生活継続支援加算の事業所取得割合（※）は、平成21年4月分で51.7%、平成21年10月分は60.7%となっている。

※日常生活継続支援加算の事業所取得割合は、介護給付費実態調査の特別集計である。

【参考】報酬改定の概要

介護度が困難な者に対する質の高いケアを実施する観点から、認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設を評価するとともに、基準を上回る夜勤職員の配置を評価

- ▶ 日常生活継続支援加算 22単位/日
- ▶ 算定要件

次のいずれにも該当する場合

- ①入所者のうち、要介護4~5の割合が65%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が60%以上であること。
- ②介護福祉士を入所者の数が6又は園は数を増すごとに1以上配置していること。

○夜勤職員配置加算の算定割合は、(I)ロでは平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では40.3%となっている。
 その他の(I)イ、(II)イ及びロでは、平成21年4月分以降若干上昇しているものの、ほぼ横ばいで推移し、平成21年11月分では(I)イは12.0%、(II)イは4.3%、(II)ロは11.7%となっている。

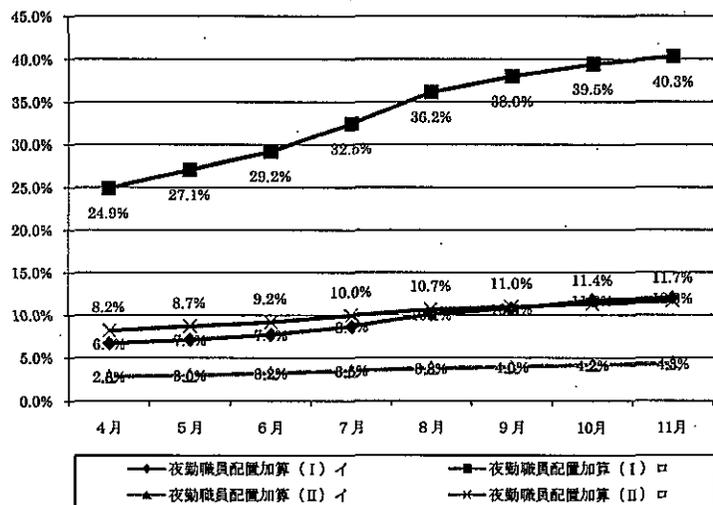
【参考】報酬改定の概要

基準を上回る夜勤職員の配置を評価

- ▶ 夜勤職員配置加算(I)イ [定員31~50人] 22単位/日
- 夜勤職員配置加算(I)ロ [定員30人又は51人以上] 13単位/日
- 夜勤職員配置加算(II)イ [ユニット施設+定員31~50人] 27単位/日
- 夜勤職員配置加算(II)ロ [ユニット施設+定員30人又は51人以上] 18単位/日

▶ 算定要件

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。



(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月4～7日分）

○看護体制加算の算定割合は、全ての区分でほぼ横ばいとなっており、平成21年11月分では、(I)イは18.8%、(I)ロは64.9%、(II)イは13.7%、(II)ロは41.3%となっている。

【参考】報酬改定の概要

常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置を評価

- ▶ 看護体制加算(I)イ [定員31~50人] 6単位/日
- 看護体制加算(I)ロ [定員30人又は51人以上] 4単位/日
- 看護体制加算(II)イ [定員31~50人] 13単位/日
- 看護体制加算(II)ロ [定員30人又は51人以上] 8単位/日

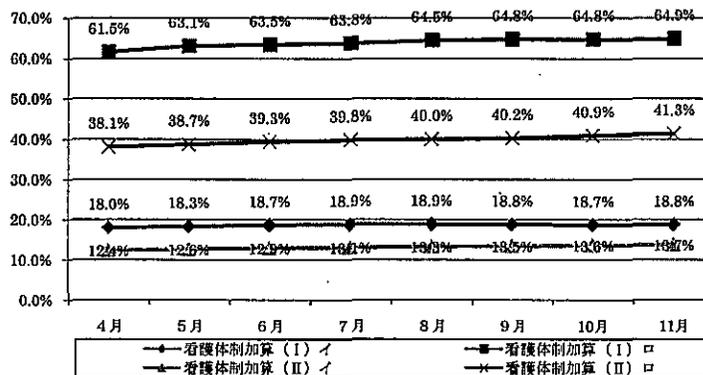
▶ 算定要件

看護体制加算(I)：常勤の看護師を1名以上配置していること。

看護体制加算(II)：①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその増数を増すごとに1名以上配置

②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置

③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保



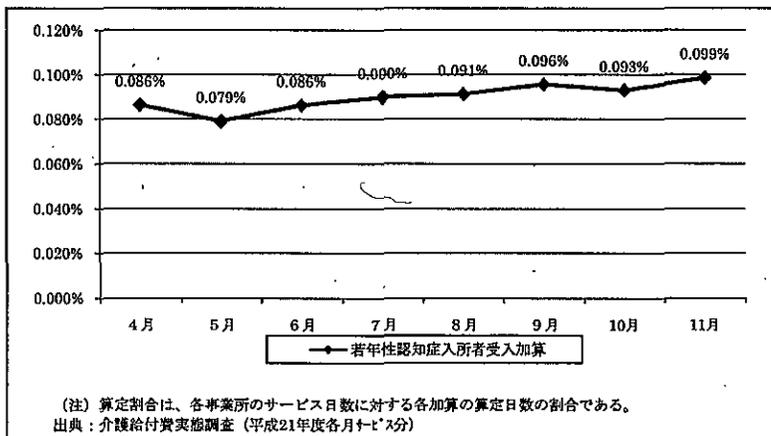
(注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
 出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月4～7日分）

○若年性認知症入所者受入加算の算定割合は、平成21年4月分以降0.08~0.1%の間を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

- ▶ 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日

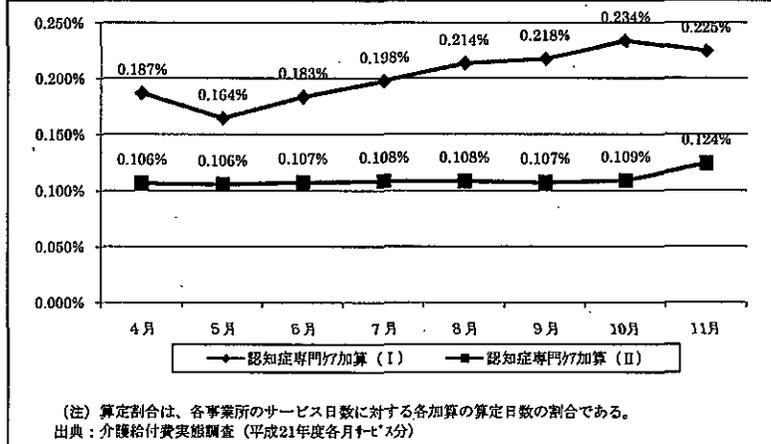


○認知症専門ケア加算の算定割合は、(I)では平成21年5月分以降上昇傾向であり、直近の平成21年11月分では0.23%となっている。
一方、(II)では、0.1%台を横ばいで推移している。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体が実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- 認知症専門ケア加算 (I) 3単位/日
- 認知症専門ケア加算 (II) 4単位/日

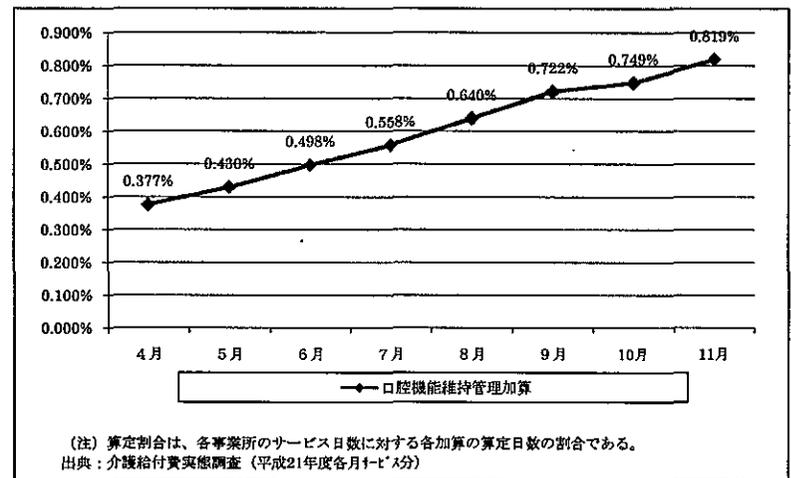


○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では0.82%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護職員が入所者に対して計画な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

- 口腔機能維持管理加算 30単位/月



N. 介護保健施設サービス

【受給者数及び費用額等】

- 介護保健施設サービスの費用額対前年同月比は平均7.2%増(平成21年4~9月分)、7.7%増(平成21年11月分)で推移
- 受給者数対前年同月比増加率が平均2.2%増(平成21年4~9月分)、2.4%増(平成21年11月分)で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均4.9%増(平成21年4~9月分)、5.2%増(平成21年11月分)で推移

介護保健施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月~9月	10月~平成21年3月	4月~9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額(1月平均) (単位:千円)	274.4	273.9	287.8	278.8	290.4	283.4	293.4	294.5	285.3	293.4	285.4
対前年同月比	-	-	4.9%	4.5%	4.9%	5.0%	5.2%	4.8%	5.0%	5.2%	5.2%

出典:介護給付費実態調査(各月サービス提供分)

【加算等】

- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分では94.5%、平成21年10月分は96.7%となっている。

- 夜勤職員配置加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では77.5%となっている。

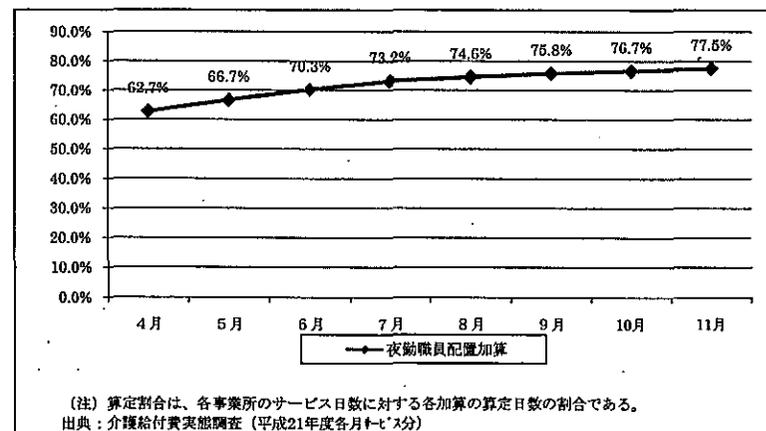
【参考】報酬改定の概要

基準を上回る夜勤職員の配置を評価

➢ 夜勤職員配置加算 24単位/日

➢ 算定要件

- ・41床以上の場合…①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う
介護職員・看護職員を配置、②2名を超えて配置
- ・41床未満の場合…①入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う
介護職員・看護職員を配置、②1名を超えて配置



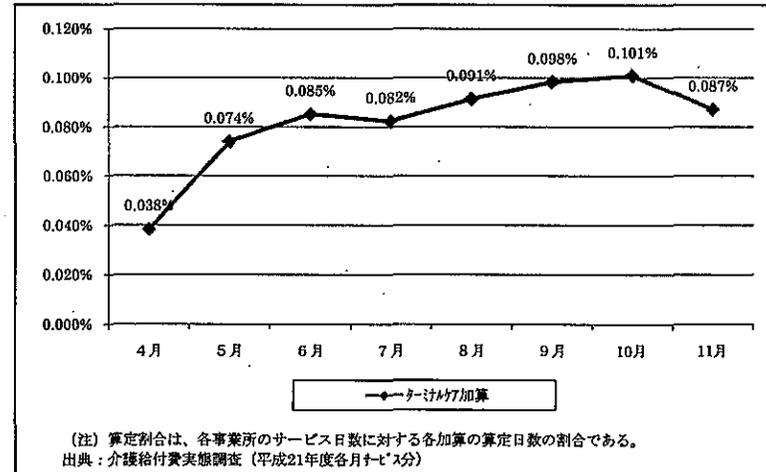
- ターミナルケア加算の算定割合は、平成21年4月分の0.04%から上昇傾向であり、平成21年11月分では0.1%となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護老人保健施設における実態を勘案し、看取りの際のケアについて評価

➢ ターミナルケア加算 200単位/日(死亡日以前15~30日)

315単位/日(死亡日以前14日まで)

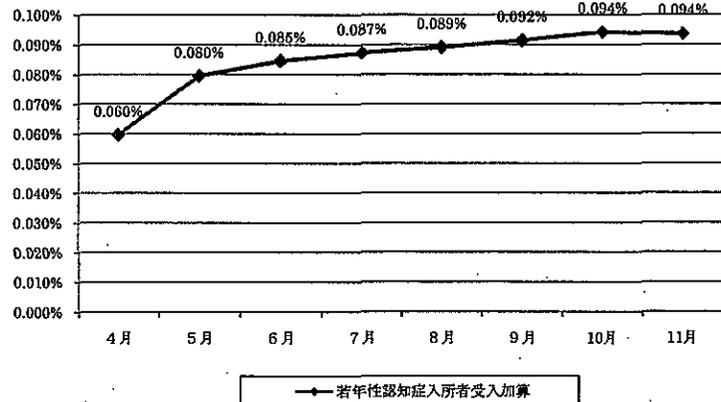


○若年性認知症入所者受入加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では0.09%となっている。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

＞ 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日



(注)算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

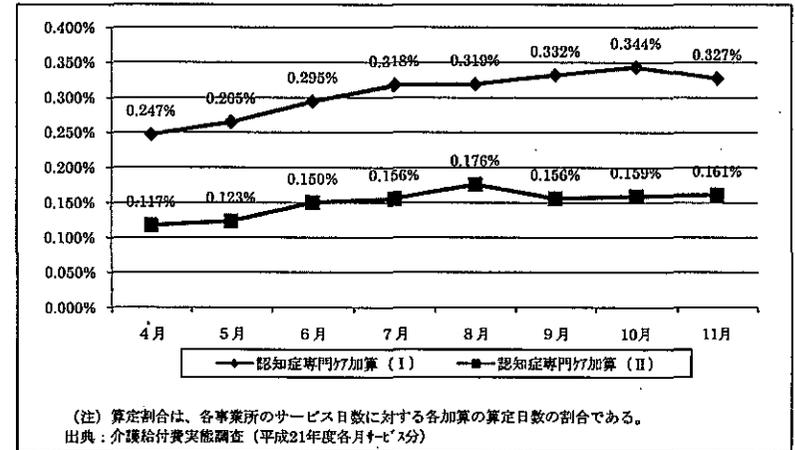
○認知症専門ケア加算の算定割合は、(I)及び(II)とも平成21年4月分から緩やかに上昇しており、平成21年11月分では、(I)は0.33%、(II)は0.16%となっている。

【参考】報酬改定の概要

認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体を実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

＞ 認知症専門ケア加算 (I) 3単位/日

認知症専門ケア加算 (II) 4単位/日



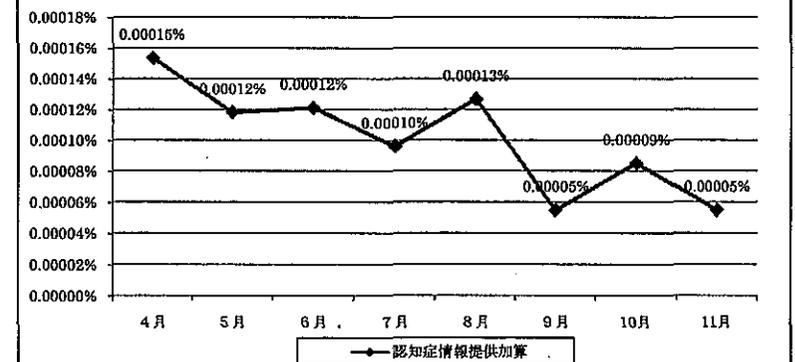
(注)算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定日数の割合である。
出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○認知症情報提供加算の算定割合は、平成21年4月分から下降傾向であり、平成21年11月分では、0.0005%となっている。

【参考】報酬改定の概要

認知症の確定診断を促進し、より適切なサービスを提供する観点から、認知症の疑いのある介護老人保健施設入所者を認知症疾患医療センター等に対して紹介することについて評価

＞ 認知症情報提供加算 350単位/回



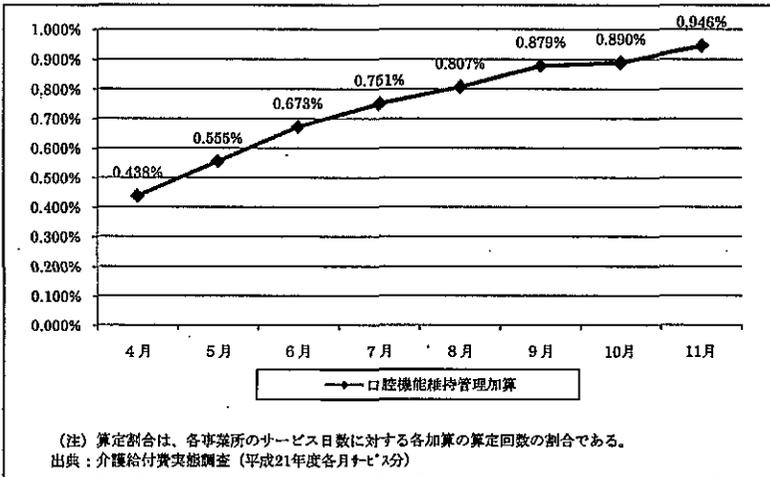
(注)算定割合は、各事業所のサービス日数に対する各加算の算定回数の割合である。
出典：介護給付費実態調査（平成21年度各月サービス分）

○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成 21 年 4 月分以降上昇傾向であり、平成 21 年 11 月分では 0.95% となっている。

【参考】報酬改定の概要

介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

➤ 口腔機能維持管理加算 30 単位/月



0. 介護療養施設サービス

【受給者数及び費用額等】

- 介護療養施設サービスの費用額対前年同月比は平均△9.0%減（平成21年4～9月分）、△8.9%減（平成21年11月分）で推移
- 受給者数対前年同月増加率が平均△8.5%減（平成21年4～9月分）、△8.8%減（平成21年11月分）で推移
- 1人あたり費用額対前年同月比は平均△0.5%減（平成21年4～9月分）、△0.2%減（平成21年11月分）で推移

介護療養施設サービスの1人あたり費用額の推移

サービス提供月	平成20年		平成21年								
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1人あたり費用額 (1月平均) (単位：千円)	390.4	388.5	388.4	380.3	392.0	382.2	395.0	395.9	384.8	396.2	383.8
対前年同月比	-	-	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.8%	-0.6%	-0.3%	-0.4%	-0.2%

出典：介護給付費実態調査（各月サービス提供分）

【加算等】

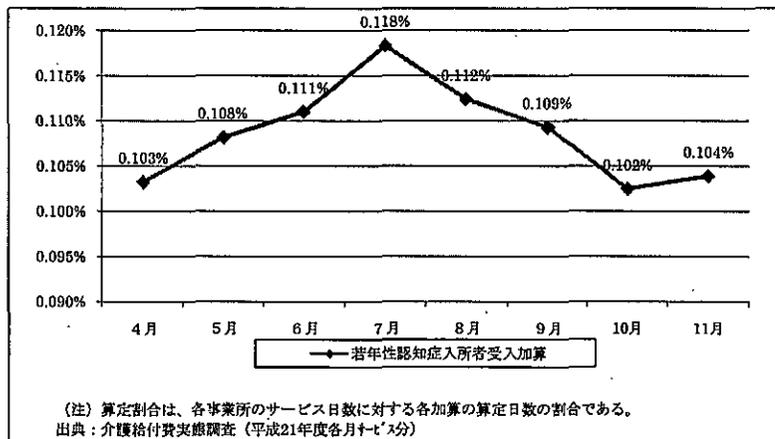
- サービス提供体制強化加算の事業所取得割合は、平成21年4月分は77.9%、平成21年10月分は84.0%となっている。

- 若年性認知症患者受入加算の算定割合は、平成21年4月分以降0.10～0.12%の間で推移している。

【参考】報酬改定の概要

若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価

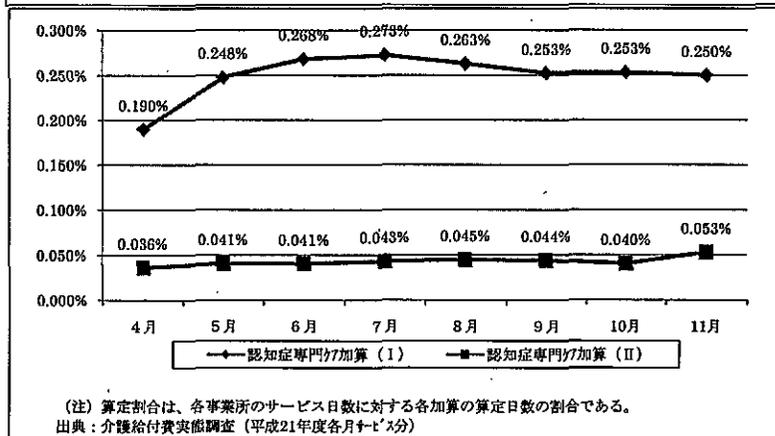
➤ 若年性認知症患者受入加算 120 単位/日



○認知症専門ケア加算の算定割合は、(I)では平成21年4月分から上昇後、5月分以降は横ばいで推移し、平成21年11月分は0.25%となっている。一方、(II)では4月サービス分以降、若干の増加はみられるものの0.05%以下でほぼ横ばいに推移している。

【参考】報酬改定の概要
認知症介護について一定の経験を有し、国や自治体の実施又は指定する認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供することについて評価

- ＞ 認知症専門ケア加算 (I) 3単位/日
- ＞ 認知症専門ケア加算 (II) 4単位/日



○口腔機能維持管理加算の算定割合は、平成21年4月分以降上昇傾向であり、平成21年11月分では0.98%となっている。

【参考】報酬改定の概要
介護職員が入所者に対して計画的な口腔ケアを行うことができるよう、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導等を行う場合を評価

- ＞ 口腔機能維持管理加算 30単位/月

